

令和4年度 第1回 三浦市文教・スポーツ施設指定管理者選定委員会 議事録

1 日 時 令和4年8月29日（月）13：30～16：30

2 場 所 三浦市役所本館4階 会議室

3 出席者

- (1) 委 員 青木委員、深瀬委員、石井委員、瀬戸山委員、塚本委員
- (2) 事務局 文化スポーツ課：岡部課長、山下 GL、羽瀧主事
- (3) 説明員 文化スポーツ課：坐古 GL、山下 GL（兼事務局）
土 木 課：豊倉 GL、下平主任
市 民 協 働 課：澤口 GL、小池主任
- (4) その他 傍聴者なし

4 議 事

- (1) 諮問事項について
- (2) 三浦市文教・スポーツ施設指定管理者選定委員会運営要領について
- (3) 各施設の募集要綱（案）について
- (4) その他

5 議事内容

(1) 開会・委員委嘱

- 定刻前に出席者がそろい、市長から委員委嘱・任命をされる。委嘱書は公務の都合により副市長が代理で交付を行った。
- 事務局より開会宣言をするとともに、三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを報告。
- 副市長によるあいさつ
- 事務局より各委員及び事務局の紹介があった。

(2) 委員長及び副委員長の選任について

- 三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例第5条において、委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選により定めるとされているため、事務局より、各委員に選任についての意見を求めた。
- 瀬戸山委員より、「委員長には本市のスポーツ分野に精通している青木委員、副委員長にはボランティアを通して様々な市民活動に精通している深瀬委員はいかがか」と提案があり、全会一致で選任された。

○選任された、青木委員長、深瀬副委員長より挨拶が行われた。

(3) 諮 問

○星野副市長より、当委員会への諮問がされ、青木委員長に手交された。

○諮問後、星野副市長は公務の都合により退席された。

○諮問書の写しが、副委員長並びに各委員に配布された。

(4) 議 題

ア 諮問事項について

事務局 諮問書にある6つの施設のうち、三浦市民ホールで1案件、三浦市総合体育館、飯盛調整池公園及び三浦スポーツ公園の3つのスポーツ施設（以下、三浦市総合体育館等）で1案件、三浦市勤労市民センターで1案件、三浦市民交流センターで1案件とし、6施設4案件について審議いただきたい。

各委員 異議なし。

イ 三浦市文教・スポーツ施設指定管理者選定委員会運営要領について

事務局 本委員会は「三浦市文教・スポーツ施設指定管理者選定委員会運営要領」に則り、開催している。運営要領第4条第1項及び第6条第1項第1号の中の「審議会」の表記を「委員会」に修正したい。また、「別記様式」の傍聴券の元号が「平成」と記載されているので、これを削除したい。

各委員 異議なし。

青木委員長 事務局案どおり決したので、本日付けで改正とすること。

ウ 各施設の募集要項（案）について

(ア) 三浦市民ホール《説明員：坐古 GL（文化スポーツ課）》

募集要項（案）等の資料に基づき説明がされる。

【質疑応答】

石井委員 3頁、建物管理負担金については施設の管理上必要な経費であるため、指定管理料に計上することができると書かれており、この金額は利用実績と収支実績表の金額をもとにしているが、公募者はこれを参考に想定して、事業計画書に記載する解釈でよいか。

坐古 GL お見込みのとおり。

石井委員 4頁、令和5年4月1日以前に、利用の申請があったものについて、事業は新しい指定管理者へ引き継ぐが、利用料収入は引き継

がないという解釈でよいか。

坐古 GL 利用料は利用後に支払うことになるため、令和5年4月1日以降に利用した利用料は新しい指定管理者の収入となる。

石井委員 6頁、「団体自体の口座とは別の口座で管理」と書かれているが、「指定管理事業専用の口座で管理」へ修正をお願いしたい。

坐古 GL そのように修正する。

瀬戸山委員 利用料金の引き継ぎの件だが、他の施設と取り扱いをそろえたほうが良いのではないか。

山下 GL 利用料の取扱いは案件ごとに異なっている。例えば、スポーツ施設については利用の許可を行った管理者の収入となる。この旨をリスク分担の表にて明記している。したがって、令和5年4月1日以降の利用であっても、それ以前に予約を行っているものについては、前指定管理者の収入となる。このことから、利用料の引き継ぎについては6施設4案件が全て同じにはなっていない。

澤口 GL 三浦市勤労市民センター、三浦市民交流センターについて、利用料金は新しい指定管理者へ引き継ぐことにしている。

塚本委員 新型コロナウイルス感染症対策についての計画書等の提出について必要かと思われるがいかがか。

坐古 GL 現状、指定管理者と協議を行いながら、対策を行っている。今後についても、新しい指定管理者と協議を進めながら、検討を行っていく予定である。

塚本委員 必要物品の費用負担についてはこれから検討するということか。

坐古 GL 検討はこれから行う。

(イ) 三浦市総合体育館等《説明員：山下 GL (文化スポーツ課)、豊倉 GL (土木課)》募集要項(案)等の資料に基づき説明がされる。

【質疑応答】

石井委員 5頁、「団体自体の口座とは別の口座で管理」と書かれているが、「指定管理事業専用の口座で管理」に修正をお願いしたい。

山下 GL そのように修正をする。

石井委員 リスク分担に書かれている、引き継ぎは3施設とも共通という解釈でよいか。

山下 GL お見込みのとおりである。

石井委員 「三浦市総合体育館において」と記載されているが、誤解がないよう、「三浦市総合体育館等において」と修正をお願いしたい。

山下 GL そのように修正をする。

瀬戸山委員	防犯カメラについて、仕様書内に「原則、施設内に死角がないように設置をすること」と書かれているが、台数の想定はあるか。
山下 GL	指定管理者と指定管理者が契約する事業者で調整を行い、台数の決定を行うことを想定している。
瀬戸山委員	スポーツ公園の備品類の中に、「防犯カメラの監視モニター 1 台」と記載があるが、防犯カメラは何台設置しているのか。
豊倉 GL	施設各所に 3 台設置していて、その監視を事務室内のモニターで行っている。
瀬戸山委員	元々設置されているカメラで監視を行うということか。
豊倉 GL	お見込みのとおりである。
塚本委員	新型コロナウイルス感染症対策の計画書や費用負担について確認をお願いしたい。
山下 GL	検討する。
塚本委員	仕様書 2 頁、「USB ポートへの接続を制限するなど、不正な利用を防止する措置を講ずること」について、ここに具体性を持たせている理由はあるか。
山下 GL	不正利用については様々な方法が想定されることから、前半部の「USB ポートへの接続を制限するなど、」を削除する方向でいかがだろうか。
塚本委員	その対応でよい。
山下 GL	そのように修正する。
塚本委員	仕様書 41 頁内にスポーツ公園内に設置されている大型遊具についての記載がされていないがいかがか。
豊倉 GL	仕様書 55 頁に大型遊具が設置されている林間広場の見回りについて記載している。
塚本委員	承知した。

○15：05～15：15 まで 10 分間の休憩を設けた。

(ウ) 三浦市勤労市民センター《説明員：澤口 GL (市民協働課)》

募集要項 (案) 等の資料に基づき説明がされる。

【質疑応答】

石井委員	4 頁、「団体自体の口座とは別の口座で管理」と書かれているが、「指定管理事業専用の口座で管理」に修正をお願いしたい。
澤口 GL	そのように修正する。
瀬戸山委員	11 頁、募集要項の配布について、他の施設はダウンロード・閲覧

になっているので合わせたほうが良いのではないか。
澤口 GL そのように修正する。
塚本委員 エレベーターは現在使用しているのか。
澤口 GL 現在使用しているが、抜本的な修理をしないと令和5年1月に法定点検が通らなくなる。正確な見積もりは出していないが、修理には多額の費用が掛かるため、修理をしない方向でいる。
塚本委員 令和5年1月以降はエレベーターを使用しない・できないということか。
澤口 GL お見込みのとおりである。
塚本委員 他の施設と比較すると法定点検は直営のものがほとんどであるが、今後に向けて、他の施設とそろえることを検討してはどうか。
澤口 GL 今後、検討を行うことにする。

(エ) 三浦市民交流センター《説明員：澤口 GL (市民協働課)》

募集要項(案)等の資料に基づき説明がされる。

【質疑応答】

石井委員 「団体自体の口座とは別の口座で管理」と書かれているが、「指定管理事業専用の口座で管理」に修正をお願いしたい。
澤口 GL そのように修正する。
塚本委員 仕様書3頁、「その他収入(利息)」の金額が誤りではないか。又は、利息だけの金額ではないのではないか。
澤口 GL 確認し、修正を行う。

青木委員長 以上で6施設4案件の説明を終えるが、全体を通して質問はあるか。
石井委員 市民協働課担当の募集要項(案)に、委員の名前が書かれていないので、追記をお願いしたい。

○以上で、6施設4案件に係る説明及び質疑応答が終了した。

○募集要項の決定にあたり、各委員の指摘事項については、各担当にて調査確認を行い、募集要項に反映させることについて、青木委員長より説明がなされるとともに、次のとおり委員に諮り、異議のないことを確認した。

青木委員長 確認の結果について、軽微なものについては委員長の一任で修正をすること及び確認の結果が募集要項案全体に影響しうる結果だった場合には、委員長の判断で書面決裁等の措置をとること。

また、募集要項（案）は持ち帰って確認する箇所以外について決定すること。

以上のことについて異議はないか。

各委員 異議なし。

○今後の流れについて、事務局より次のとおり説明をした。

事務局 10月中旬に第2回の選定委員会を開催し、第1次及び第2次候補者を選定していただく。候補者が決定したら、その日のうちに市長へ答申する予定である。

塚本委員 4案件を1日で選考し、答申まで終わらすのか。

事務局 現状そのように考えているが、応募者が多数になるなどで1日ではスケジュール的に厳しい場合は日数を分けることも考える。原則は1日で終えたいと考えている。

エ その他

事務局 第2回選定委員会を10月14日（金）に潮風アリーナの会議室で開催したい。

併せて、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑内容について、企業のノウハウに関することや、応募事業者に対する審査及び採点については選定委員会において応募事業者に対する評価を行うもので、公開することにより信用上不利益を与える情報が含まれている。これらは、三浦市情報公開条例第5条第2号に規定する法人に関する非公開情報として同条例第18条第2号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開としたい。

青木委員長 第2回については事務局案どおり、令和4年10月14日（金）に非公開で開催すること。

また、この会議の後に確認された誤字脱字については委員長に一任していただくこと。

以上のことについて異議はないか。

各委員 異議なし。

(5) 閉 会

以上